

## 神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定の方向性について

## 1 現状・課題について

## (1) 子ども・社会の状況

## ア 子どもの状況

- 生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高等学校等進学率(ア、イ)や母子世帯の稼働所得(エ)など、計画策定時から数値の改善が見られるものがある。
- 一方、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学等進学率(ア、イ)の低下や、長期欠席児童・生徒数の増加(ウ)など、悪化している項目も見られ、依然として子どもを取り巻く状況が厳しいことが伺える。

(主な項目)

	項目	計画策定時	直近値
ア	生活保護世帯の子どもの進学率 (県)	<平成 25 年度> 高校等 92.8% 大学等 44.9%	<平成 29 年度> 高校等 96.1% 大学等 37.9%
イ	児童養護施設の子どもの進学率 (県)	<平成 25 年度> 高校等 94.5% 大学等 21.6%	<平成 29 年度> 高校等 97% 大学等 19.6%
ウ	長期欠席児童・生徒数(県)	<平成 25 年度> 小学校 4,000 人 中学校 8,000 人	<平成 29 年度> 小学校 5,000 人 中学校 10,000 人
エ	母子世帯の稼働所得(国)	<平成 25 年> 179 万円(25 年)	<平成 27 年> 213.8 万円(27 年)

下線は改善項目

## イ 社会の状況

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行を受け、数多くの地方自治体で子どもの貧困対策推進計画が策定され、地域においても、子どもの居場所づくりの取組が広がってきている。(※1)
- また、民間企業においても、神奈川県「かながわ子どものみらい応援団」などの行政側の取組みに賛同する動き(※2)が見られるなど、行政にとどまらない、幅広い主体が子どもの貧困対策に取り組む機運が高まりつつある。

※1 「こども食堂安心・安全向上委員会」(代表：湯浅誠氏・法政大学教授)が2018年3月までに行った実態調査の結果、一昨年(2016年)の全国に数百箇所あると見られていた食堂が、その7倍の2286箇所にまで急増していることを明らかにしている。

※2 県では、平成29年11月に、県、市町村、経済団体、関係団体、大学等による「かながわ子どものみらい応援団」を創設。応援団と連携した取組みの一つとして、平成30年7月に、カゴメ株式会社が、子どもたちへの食育を通じた支援活動として同社が主催するミュージカル「カゴメ劇場」に、近隣の児童養護施設の子どもたちを招待した。

## (2) 新たな課題

計画策定時に子どもの貧困に係る課題として挙げていた8つの課題のほかにも、かながわ子ども支援協議会等において、以下のようなご指摘をいただいた。

- ① 貧困の状態に陥ると、健康状態の悪化、体験機会のはく奪や自己肯定感の低下※1など、成長する過程で、子どものウェルビーイング※2を阻害される恐れがあるため、乳幼児期からの子どものライフステージに沿った支援が求められる。
- ② PDCAサイクルを基本として、計画の実効性を確保することが求められる。
- ③ 県内においても、子どもを取り巻く状況や施策の実施状況には地域差が見られるため、地域における機運醸成をより一層高めることが求められる。

※1 例えば、東京都（2017）「子供の生活実態調査」、広島県（2017）「子供の生活に関する実態調査結果」、神奈川県（2017）「子どもに係る支援者・相談者を対象とした子どもの貧困に関する意識調査結果」などでも指摘されている。

※2 身体的・精神的・社会的に良好な状態（デジタル大辞泉）。幸福。

## (3) 改定のポイント

計画策定時に挙げた8つの課題に対応するとともに、上記課題にも対応するため、以下のポイントを踏まえ、計画改定を行う。

### <ポイント①>

子どものライフステージに沿った支援の充実

### <ポイント②>

指標の見直しの実施

### <ポイント③>

社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成を図るとともに、行政と民間による協働連携の取組みを強化する。

## 2 ねらい・重点について

### ■ ねらい

### (現行計画)

貧困の状態にある子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を実現すること

### ■ 重点

生活困窮の懸念が高い母子世帯への支援に重点を置いて取組みを進める

## (1) ねらい

### ア 振り返り

- 現計画では、貧困の状態にある子どもたちが、生まれ育った環境によって将来の選択肢が限定されている実態や、将来へのあきらめの気持ちをもってしまうことへの懸念から、「貧困の状態にある子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を実現すること」をねらいとして定め、取組を進めてきた。
- 貧困の状態にある子どもたちは、今もなお、厳しい状況に置かれており、貧困の連鎖を防ぐという観点からも、引き続き、「自分の将来に希望を持てる社会を実現すること」が求められる。

### イ 改定の方向性

- 協議会において、「子どもの貧困対策では、子どものウェルビーイングを重視することが重要である」との意見を頂いており、今後は、県の子どもの貧困対策でも、「子どもの幸せ」を実現していくことが重要であると考えられる。
- そこで、改定計画では、子どもたちが幸せに成長していけるかながわに、という願いを込め、「幸せを体現するものを「笑い」と捉え、「子どもたちの笑いあふれるかながわ」を、新たにねらいに追加する。

### ■ 改定計画のねらい(案)

### (改定計画)

貧困の状態にある子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわにする。

## (2) 重点

### ア 振り返り

#### (母子世帯への支援)

- 母子世帯(ひとり親世帯)の貧困率(平成27年)は、平成24年と比較すると若干改善しているものの、大人が2人以上いる世帯と比較すると、依然として高い水準にあり、また、就労の困難さ、相談相手がいない、時間的な余裕がないなど、様々な面で厳しい状況に置かれている。

(貧困率の年次推移)

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

(出典：平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)より作成)

(ひとり親世帯以外への問題)

- また、ひとり親世帯以外にも、外国ルーツの子ども、ネグレクトや虐待等の問題を抱える家庭、障害・医療的配慮を必要とする家庭など、社会的・経済的に困難な状況にある子ども・家庭の問題が顕在化している。

(子どもを取り巻く環境の変化)

- 子どもの成長段階における様々な課題や、時代の変化に伴い、子どもを支える環境が多様化していることを踏まえると、特定の層を支援のターゲットとするのではなく、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援が求められている。

ウ 改定の方向性

- 母子世帯(ひとり親世帯)に対しては継続的に支援を行うとともに、他の配慮を必要とする世帯等へも目配りができるよう、経済的に困窮している幅広い世帯に対して、必要に応じた取組を充実させていく。  
※ 母子世帯を「重点対象」として限定することはない。
- 人生100歳時代を見据え、子どもが安全・安心して成長し、自立していけるよう、一人ひとりの子どもに着目し、子どものライフステージに沿った支援を行っていくことを重点的に行っていく。

■ 改定計画の重点(案)

(改定計画)

一人ひとりの子どもに着目し、子どものライフステージに沿った支援に重点を置いて取組を進める。

### 3 基本方向・主要施策について

＜基本方向＞	＜主要施策＞	(現行計画)
① 教育の機会の保障	① 教育の支援	
② 生活の安定	② 生活の支援	
③ 親の就労の確保	③ 保護者に対する就労の支援	
④ 経済基盤の維持	④ 経済的支援	

#### (1) 振り返り

- 現計画では、子どもの貧困対策に関する大綱における「指標の改善に向けた当面の重点施策」を参考に、4つの基本方向を定め、この基本方向に従って、4つの主要施策（4つの柱）を定めている。
- また、基本方向では、「教育の機会の保障」を第1に重要なものとして位置づけ、生活、就労、経済をそれぞれ第2～第4の基本方向として定めている。

基本方向	設定の理由	主要施策
1 教育の機会の保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが将来にわたって貧困から脱するためには、世帯の所得の状況にかかわらず、教育を受ける機会が保障され、自分の将来を自分で選択できるようにすることが第一に重要である。</li> <li>・このため、<u>教育の機会の保障を第一の基本方向とする。</u></li> </ul>	教育の支援
2 生活の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが学習に集中し、教育が身に付くためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送ることが重要である。</li> <li>・このため、<u>生活の安定を第二の基本方向とする。</u></li> </ul>	生活の支援
3 親の就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要である。</li> <li>・このため、<u>親の就労の確保を第三の基本方向とする。</u></li> </ul>	保護者に対する就労の支援
4 経済基盤の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれることが重要である。</li> <li>・このため、<u>経済基盤の維持を第四の基本方向とする。</u></li> </ul>	経済的支援

#### (2) 改定の方向性

- 4つの柱については、法で定められており、国における子どもの貧困対策と歩調を合わせる必要があることから、改定計画においても、これらの柱を基本として、施策を構成することとする。
- ただし、子どもによって置かれている状況が異なり、一人ひとりの子どもの状況に合わせた支援を行うことが求められているため、「教育の機会の保障」を「第1」と定めるのではなく、並列関係にあるものとして位置づけを改める。
- また、4つの柱のほか、県内の子どもの貧困対策を更に推し進めるため、4つの柱を補完するものとして、機運醸成や体制強化等に係る新たな柱を加える。

■ 改定計画の主要施策・基本方向（案）	(改定計画)
現状の4つの柱の順位構造（上下関係）を改める。また、4つの主要施策を補完するものをして、5つ目の柱を新たに追加する。	

## ■ 「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」の改定について

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づく「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

現行の計画は、計画期間を5年間（2015年度から2019年度まで）としているため、社会的な状況の変化や県民等の意見を踏まえ、改定を行う。

#### イ 計画の位置づけ

- ・ 法9条に規定された県における子どもの貧困対策についての計画とする。
- ・ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

#### ウ 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

#### オ 現行計画の主な内容

「子供の貧困対策に関する大綱」で定められた4つの「当面の重点施策」を柱として、関連施策を位置づけ、県として子どもの貧困対策を総合的に推進する内容としている。

- ① 教育の支援
- ② 生活の支援
- ③ 保護者に対する就労の支援
- ④ 経済的支援

#### カ 改定の方向性

- (ア) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成を図るとともに、行政と民間による協働連携の取組みの強化を行う。
- (イ) 子どものライフステージに沿った支援を充実させる。
- (ウ) 実効性のある取組みを推進する観点から、指標の見直しを行う。

(2) 今後のスケジュール

令和元年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告  
改定素案について県民意見募集(パブリック・コメント)  
を実施

令和2年2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告  
3月 計画を改定